

置去り物件取扱要領

平成 19 年 12 月 7 日

会 第 7 8 8 号

警 察 本 部 長

置去り物件取扱要領の制定について（通達）

埼玉県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成 19 年埼玉県警察本部訓令第 44 号）第 31 条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 19 年 12 月 10 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、置去り物件取扱要領（平成元年埼例規第 55 号・会・刑総）は、廃止する

別添

置去り物件取扱要領

第1 趣旨

この要領は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項の犯罪の犯人が占有していたと認められる物件（以下「置去り物件」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において「置去り物件」とは、物件の状態、物件を拾得した状況から判断してそれが犯罪者の置き去ったものであると客観的に認定できる物件をいう。

第3 置去り物件受理時の措置

置去り物件を受理したときは、事件を主管する警察署の課の長（課長が配置されていない警察署にあっては係長。以下「事件主管課長」という。）及び会計課長（会計課長が配置されていない警察署にあっては会計係長をいう。以下同じ。）に必要事項を報告するとともに、次により措置するものとする。

- (1) 拾得物件控書（以下「控書」という。）を作成し、備考欄に「置去り物件」と朱書しておくこと。
- (2) 提出者に対し、置去り物件であること及び事後の取扱いについて教示すること。
- (3) 提出者が拾得物件に関する権利を放棄したときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第221条の規定に基づき領置すること。この場合、控書は作成せずに拾得物件権利放棄書（別記様式第1号）を提出者から徴し、会計課長に提出するものとする。
- (4) 受理した置去り物件は、事件主管課長から特に指示があった場合を除き、速やかに会計課長に引き継ぐこと。

第4 会計課長の措置

会計課長は、置去り物件の引継ぎを受けたときは、次により措置するものとする。

- (1) 警察署長名の任意提出書を作成し、置去り物件とともに事件主管課長に引き継ぐこと。
- (2) 控書の備考欄に任意提出した旨及びその年月日を朱書しておくこと。
- (3) 事件主管課長から交付される押収品目録交付書を控書に添付しておくこと。

(4) 事件主管課長と協議し、公告の日を定めること。

第5 事件主管課長の措置

1 必要な捜査の実施

事件主管課長は、第3の報告を受理したとき又は置去り物件を引き継いだときは、法第2条第4項に規定する遺失者（以下「遺失者」という。）を発見するための必要な捜査を実施するとともに、供述調書及び実況見分調書の作成等当該置去り物件の証拠としての証明力を確保しておくための必要な措置を講じておくものとする。

2 遺失者に対する教示

事件主管課長は、遺失者から、第4により領置している置去り物件について返還を求められた場合において、犯罪捜査のため領置を継続する必要がある、直ちに返還することができないときは、その旨及び必要がなくなれば返還できる旨を教示するものとする。

3 置去り物件の還付

事件主管課長は、遺失者が判明するなど、引き続き領置する必要がなくなったと認めるときは、警察署長の指揮を受け、還付の手続をとるものとする。

第6 置去り物件の返還等

会計課長は、前記第5の3により事件主管課長から置去り物件を引き継いだときは、警察署長名の還付請書を作成するとともに、控書の備考欄に還付を受けた旨及びその年月日を朱書した上で、次の手続をとるものとする。

(1) 遺失者が判明しているときは、当該遺失者に返還すること。

(2) 公告されている物件については3か月を経過しても遺失者が判明しないとき、公告されていない物件については速やかに公告し、その後3か月を経過しても遺失者が判明しないときは、当該拾得者に交付すること。

第7 保管中の拾得物件が置去り物件であった場合の措置

保管中の拾得物件は置去り物件であることが判明した場合は、その時点から置去り物件として受理したときに準じて取り扱うとともに、既に交付した拾得物件預り書の拾得者の物件引取期間欄の記載事項に変更が生じるときは、当該拾得物件の拾得者に対し、通知書（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

第8 留意事項

没収品を除き、置去り物件に関する法上の権利義務については、一般拾得物件の拾得者のものと基本的に変わることはないので、拾得者への教示に当たっては、特に留意するものとする。

実施日

- 1 この要領は、平成 19 年 12 月 10 日から実施する。
- 2 平成 19 年 12 月 9 日以前に警察署長が提出を受けた拾得物件の取扱いについては、第 6 (2) 中「3 か月」とあるのは「6 か月」と読み替えるものとする。

実施日（令和 3 年 3 月 30 日務第 670 号）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

拾得物件権利放棄書

1 拾得日時

年 月 日 午前・後 時 分 ころ

2 拾得場所

3 拾得物件

現金 円

物品 数量 点

私は、上記の拾得物件に関する一切の権利を放棄します。

年 月 日

拾得者 住所
(電話)
氏名

警察署長 殿

取扱担当者	
-------	--

通 知 書

年 月 日

殿

警察署長 印

年 月 日、あなたから提出のありました拾得物件（
）

は、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件であることがわかりました。

通常、拾得者は、遺失者、所有者等返還を受ける者が判明しないときは、拾得物件の公告の日から3か月を経過すれば拾得者が所有権を取得できますが、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件については、犯罪捜査の目的が終了した後でなければ所有権を取
得
できないことになっております。

あなたが所有権を取得する日については、改めてお知らせします。

以上、所有権を取得することのできる日に変更になりますので通知します。